

医政発0217第8号
平成27年2月17日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療法施行令等の一部を改正する政令の公布について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）のうち、①医療法（昭和23年法律第205号）の一部改正（臨床研究中核病院に関する規定）、②歯科技工士法（昭和30年法律第168号）及び歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）の一部改正（歯科技工士国家試験等に関する規定）、③臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）の一部改正（臨床検査技師の業務）に関する規定等が、本年4月1日から施行されることになっています。

これに伴い、本年2月12日付けで、「医療法施行令等の一部を改正する政令」（平成27年政令第46号）が公布されました。

この政令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 医療法施行令（昭和23年政令第326号）の一部改正関係

- 1 国が開設する臨床研究中核病院については、厚生労働大臣に対する業務報告及び厚生労働大臣による臨床研究中核病院の承認取消しの要件について、医療法の規定を読み替えて適用する等の特例を設けることとしたこと。（第1条及び第3条関係）
- 2 臨床研究中核病院の開設者は、厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、10日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないものとしたこと。（第4条の3関係）

27.3.-4

第二 歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）の一部改正関係

- 1 免許に関する事項の登録を受けるときの手数料の額を4,750円、免許証明書の書換交付を受けるときの手数料の額を2,850円と定めたこと。（第1条関係）
- 2 指定登録機関が登録事務を行う場合の歯科技工士法施行令の規定の適用について、免許の申請等に際して都道府県知事の経由を省略すること等のため、所要の読替えを行うこととしたこと。（第7条の2第1項関係）
- 3 指定登録機関が登録事務を行うときは、免許証明書の再交付を受けるときの手数料は指定登録機関に納めるものとし、納められた手数料は指定登録機関の収入とするものとしたこと。（第7条の2第2項関係）
- 4 厚生労働省に置く歯科技工士試験委員について、①学識経験のある者のうちから厚生労働大臣が任命すること、②委員の数は50人以内とすること、③委員の任期は2年とすること、④委員は非常勤とすること等を定めたこと。（第8条の2関係）
- 5 受験手数料の額を30,000円と定めたこと。（第8条の3関係）

第三 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）の一部改正関係

- 1 臨床検査技師が、診療の補助として、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うことができる検体採取について、次の5つの行為を定めたこと。（第8条の2関係）
 - ① 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為
 - ② 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く。）
 - ③ 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為
 - ④ 鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為
 - ⑤ 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為

第四 その他

- 1 手数料の標準を定めている地方公共団体の事務から「歯科技工士国家試験に関する事務」を削除する等、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）及び国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）について所要の規定の整備を行ったこと。

第五 施行期日

平成27年4月1日

政令第四十六号

医療法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条及び第三十条の二、歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）第九条の六第二項、第十条、第十二条の二第二項及び第十五条の二第一項並びに臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（医療法施行令の一部改正）

第一条 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の表第十二条の二第一項及び第十二条の三第一項の項中「及び第十二条の三第一項」を、「第十条の三第一項及び第十二条の四第一項」に改め、同表第二十九条第三項第二号及び第四項第二号の項中「及び第四項第二号」を、「第四項第二号及び第五項第二号」に改める。

第三条第一項中「及び第四項（第三号に係る部分に限る。）」を、「第四項（第三号に係る部分に限る

。及び第五項（第三号に係る部分に限る。）に、「適用しない」を「適用しない」に改める。

第四条の三の見出し中「特定機能病院」を「特定機能病院等」に改め、同条中「特定機能病院」の下に「又は臨床研究中核病院」を加える。

（歯科技工士法施行令の一部改正）

第二条 歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（免許に関する事項の登録等の手数料）

第一条 歯科技工士法（以下「法」という。）第九条の六第二項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 歯科技工士名簿に免許に関する事項の登録を受けようとする者 四千七百五十円

二 歯科技工士免許証明書（以下「免許証明書」という。）の書換交付を受けようとする者 二千八百

五十円

第七条の次に次の一条を加える。

(指定登録機関が登録事務を行う場合の規定の適用等)

第七条の二 法第九条の二第一項に規定する指定登録機関(次項において「指定登録機関」という。)が同項に規定する登録事務(次項において「登録事務」という。)を行う場合における第一条の二、第三条第二項、第四条第一項、第五条、第六条(第三項を除く。)及び前条の規定の適用については、第一条の二中「住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣」とあるのは「これを法第九条の二第一項に規定する指定登録機関(以下「指定登録機関」という。)」と、第三条第二項、第五条第二項及び第六条第五項中「住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣」とあるのは「これを指定登録機関」と、第四条第一項及び第六条第二項中「住所地の都道府県知事を経由して、申請書を厚生労働大臣」とあるのは「申請書を指定登録機関」と、第五条の見出し、第六条の見出し並びに同条第一項、第四項及び第五項並びに前条の見出し中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第五条第一項中「歯科技工士免許証(以下「免許証」という。)」とあるのは「免許証明書」と、「免許証の」とあるのは「免許証明書の」と、前条中「住所地の都道府県知事を経由して、免許証を厚生労働大臣」とあるのは「免許証明書を指定登録機関」とする。

2 指定登録機関が登録事務を行うときは、第六条第三項の規定による手数料は、指定登録機関に納めるものとする。この場合において、納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

第八条中「の書換え交付」を「若しくは免許証明書の書換え交付」に改め、同条の次に次の二条を加える。
(歯科技工士試験委員)

第八条の二 法第十二条の二第一項の歯科技工士試験委員（以下この条において「委員」という。）は、歯科技工士国家試験を行うについて必要な学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 委員の数は、五十人以内とする。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(受験手数料)

第八条の三 法第十五条の二第一項の政令で定める受験手数料の額は、三万円とする。

第九条中「歯科技工士法（以下「法」という。）」を「法」に、「法第十四条第二号」を「同条第二号」に改める。

第二十条中「第一条」を「第一条の二」に改める。

(臨床検査技師等に関する法律施行令の一部改正)

第三条 臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第八条中「政令で定める行為」を「採血」に、「四肢」を「四肢」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(検体採取)

第八条の二 法第十一条の検体採取は、次に掲げる行為とする。

- 一 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為
- 二 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為(生検のためにこれらを採取する行為を除く。)
- 三 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為
- 四 鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為
- 五 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為

第十八条第三号中「及び法第十一条に規定する採血」を「並びに法第十一条に規定する採血及び検体採取」に改める。

(地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正)

第四条 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

本則の表六十三の項を次のように改める。

六十三	削除		
-----	----	--	--

(国立大学法人法施行令の一部改正)

第五条 国立大学法人法施行令(平成十五年政令第四百七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項の表医療法施行令第一条の表第二十四條第二項の項の項中「特定機能病院」を「特定機能病院等」に改める。

附 則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴い、臨床研究中核病院に係る変更の届出、歯科技工士免許に関する事項の登録等の手数料の額及び臨床検査技師が診療の補助として行う検体採取等について定める必要があるからである。

